

# 大津市新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議における質問・意見と対応

参考資料1

第1回会議：令和7年7月24日

第2回会議：令和7年10月23日

## 1 第1回会議における意見（素案に対する意見）

### (1) 御意見を踏まえて計画に反映したもの

会議 開催日	修正箇所 頁	項目	質問・意見	対応
1 7月24日	P50 P54 P56	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	医療従事者に対する偏見・差別の防止に関する記載が、準備期と初動期、対応期で少しニュアンスが違っている。法的責任も伴い得ることであり、医療従事者もかなり辛い思いをした経験があるので、準備期からそういう周知をしていただきたい。	<p>御意見を踏まえ、第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の当該箇所について、以下のとおり追記しました。</p> <p><b>準備期</b> 1-1-2. 偏見・差別の防止等に関する教育・啓発 感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや法的責任を伴い得ること等について教育・啓発を行う。</p> <p>※ 初動期、対応期の表現も一部修正(P54、P56)</p>
2 7月24日	P54 P56	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P C R 検査等を屋外で行っていた際、苦情の電話が入り保健所に通報されたことがあった。近隣住民の方にすれば、家の近くで検査をされている不安があったと思うが、病院としては限界の対応。市民から通報され、保健所から事実確認の問い合わせがあったが、できればその時に保健所から市民に対して安心させるような声掛けや、病院に対するフォローがあればよかった。医療従事者へのフォローが必要と感じた。最前线で対応している医療機関に対する保健所、県からのサポート、情報の共有あるいは現場の医療従事者に対するサポートや市民理解を得るようなサポートをしてもらいたかった。医療従事者は使命感でやっていたので、その辺りのことを反映いただきたい。	<p>御意見を踏まえ、第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」に以下のとおり追記しました。</p> <p><b>初動期</b> 2-4. 医療機関における感染症対応への理解促進 新型インフルエンザ等の発生時には、発熱患者の診察及び検査等において、感染拡大の防止等のために平時と異なる対応が行われることが考えられる。本市は、それらの対応について理解を促進するための情報を発信していく。</p> <p><b>対応期</b> 3-1-4. 医療機関における感染症対応への理解促進 初動期に引き続き、医療機関における発熱患者の診察及び検査等に関する平時と異なる対応について、理解を促進するための情報を発信していく。</p>
3 7月24日	P66	ワクチン	ワクチンの項で、初動期でもワクチン接種を実施するという記載になっている。初動期で実施できるかどうかはかなりの疑問もあるが、もし実施するのであれば、対応期のところで記載しているような、発熱の症状のある人は来ないようにしていただく主旨の記載をすべき。 あるいは、初動期は準備ということで、県の計画での「推進する」という表現のほうがよいと考える。	<p>御意見を踏まえ、第6章「ワクチン」初動期の当該箇所について、以下のとおり修正しました。</p> <p>(1) 取組の概要 発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集した上で、計画した接種体制等により、国の方針に基づいて速やかな<b>予防接種を推進する</b>。</p>

4	7月24日	P78 P79	治療薬・治療法	抗インフルエンザウイルス薬の適正使用について記載してもらいたい。抗インフルエンザウイルス薬を乱暴に使うような状況も見受けられたため、各病院に要請するなどして、枯渴しないで済む方法を検討してもらいたい。	<p>御意見を踏まえ、第8章「治療薬・治療法」に下記のとおり追記しました。</p> <p>初動期  <b>2-4. 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用（新型インフルエンザの場合）</b>          抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、国が示す指針等に基づき実施する。また、抗インフルエンザウイルス薬が不足するがないよう、医療機関等に対して治療等での適正使用を要請する。</p> <p>対応期  <b>3-3. 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用（新型インフルエンザの場合）</b>          初動期に引き続き、国が示す指針等に基づき抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。また、抗インフルエンザウイルス薬が不足するがないよう、医療機関等に対して治療等での適正使用を要請する。</p>
5	7月24日	P92	保健	市の体制として保健医療活動の総合調整を行うために保健所対策本部を設置するという記載がある。県の計画では、新型コロナ対応の時に介護サービス等を受けておられる方への対応が課題になったということがあり、結果として医療ひつ迫に繋がるため、福祉の連携を意識している。大津市の今後の体制の中で、福祉部局とどのように連携されていくのか、具体的な方策があれば、教えていただきたい。	<p>御意見を踏まえ、第10章「保健」に下記のとおり追記の上、マニュアル等の作成または健康危機対処計画（感染症編）の改定の中で具体的な連携内容、取組について検討してまいります。</p> <p><b>3-1. 保健所対策本部体制への移行</b>  <b>②保健所対策本部は、保健医療活動の総合調整を行うとともに、福祉関係課と密接に連携し感染症対応にあたる。</b></p> <p>※ 後日、滋賀県による内容確認における指摘・助言を踏まえ、記載内容を再修正（参考資料3 通番5参照）</p>

(2) 今後の取組の参考とさせていただくもの

会議 開催日	該当箇所		質問・意見	対応
	頁	項目		
1 7月24日	–	–	高齢者が多く若い人たちは減っている等、各市町によって人口動態という色々な特色がある中で、再びパンデミックが起こったときにどう対応するか、方法が多少変わってくる可能性が高いと考えられる。大津市の場合、何か特別な対策等を反映されているか。	行動計画は全体的な方針を定めていくため、具体的な対策、取組については、計画改定後、マニュアル等の作成または健康危機対処計画（感染症編）の改定の中で、ご意見を踏まえて検討してまいります。
2 7月24日	–	–	新型コロナ対応の振り返りを踏まえたのか。計画の改定に当たって、どんな知見や問題があったのか教えてもらいたい。	政府の振り返りの結果として、今回の改定では時期区分の変更、対策項目の拡充が行われています。また、医療従事者や集団感染の発生した介護施設の職員等、差別・偏見で非常に辛い思いをされた方がおられたこと、外国人等に十分に情報が伝わらなかったことから、リスクコミュニケーションについての記載が充実されています。 そのような新型コロナ対応の反省から得られた知見を基に本市計画を改定していきます。
3 7月24日	–	–	新型コロナ対応では、国から県への情報伝達にかなり時間差があり、医師会と保健所では連絡を密にして対策を練っていたが、県や国がその計画と違う計画を後から出してくるというようなことがあった。DXにも関係するが、国や県、市の間で双方向で連絡を同時に見えるようなシステムをつくり上げていただきたい。	今回の改定では、全体を通じて情報伝達、情報共有を強く意識し、その体制づくりについての記載を充実させています。 今後、情報共有の仕組みの整備等に取り組んでいきたいと考えております。
4 7月24日	–	–	新型コロナ対応では、小さい子どもたちには常時マスクをすることが難しかった。 また、遊んでいる間、我慢できず周りの子どもとたくさん触れ合ってしまうにもかかわらず、食事のときはパーテイション等で一定距離を保つことに何の意味があるのかと感じた。 子どもの育ちというのはその年齢に合った知能的な育ちがあるので、その時期を遅らせてしまうと、脳にインプットされないこともたくさんある。 触れ合いが人の育ちの中でも非常に大事な部分になる一方で、まん延防止の観点から考えたときは真逆のことになる。子どもの将来的な育ちを考えたときには触れ合いを優先するべきであるが、病状の重い感染者を発生させるわけにはいかない。 新型コロナ対応ではそういう矛盾を感じていた。	御指摘の点につきましては、感染拡大防止の観点からは難しい面もありますが、行動計画は「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを目的の一つとしていることから、子どもたちの育ちも含め、影響が最小となるよう今後の取組を検討してまいりたいと考えています。
5 7月24日	P45	サーベイランス	現在、患者の発生届等をFAXで送っているが、メール等、オンライン化を平時から図れないか。	第3章「サーベイランス」において、「発生や退院等の届け出について、滋賀県と協力し、平時からオンライン提出等の促進を図ること」を記載しています。 今後、県と連携しながらDXの推進を図ってまいります。

6	7月24日	-	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>仕組みをつくったからといって、それを市民全員が使えるとは限らない。何かつくりました、整理しましただけではなく、市民と一緒に活用できる、市民が普段から参画をして政策に反映される、それが可視化されて市民が自分の声がちゃんと届いていると感じ、そしてみんなでつくり上げているというような仕組みづくりが新型コロナ対応のときに望まれていた。</p> <p>仕組み等の整備をして、次にそれをどうやって活用できるのかということまで踏み込んで考えていただければ、先進的な取組になるのではないかと考える。</p>	<p>今回の改定では、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う方針であり、今後、御意見を踏まえて具体的な仕組み等を検討してまいります。</p>
7	7月24日	P72 P75	医療	<p>新型コロナ対応を振り返ると、帰国者・接触者外来を設置した当初は不安が多かった。肺のCTをしても重症のコロナ肺炎が疑われる検査結果が出るのに2日かかり、診断がつくまで入院を受け入れてくれるところがなかなかない。その状態で自宅待機をさせているという状況が何回かあった。空調を含めた設備や受入体制の整っている病院ならば受け入れることも可能だったのかもしれないが、疑似症の段階、検査の結果がない段階でも非常に疑わしい方をスムーズに受け入れてもらえるような体制があれば、もう少し安心だった。</p>	<p>入院調整については、第7章「医療」において、準備期には県感染症対策連携協議会に参画し、相談・受診から入退院までの流れや入院調整の方法を整理しておくこと、対応期には、滋賀県と連携して迅速に対応することを記載しています。</p> <p>今後、感染症危機発生時に混乱することがないよう、平時から取り組んでまいります。</p>
8	7月24日	P71 P72 P94	医療保健	<p>新型コロナ対応では、20数名を受け入れるために病棟を1つ変更して準備したが、混乱もあり、苦労しながら治療に当たっていた。それでもまだ溢れることもあり、患者搬送の流れをもう少しスムーズにできないかと感じた。急性期を過ぎた方はスムーズな対応ができなかつたため、そういう流れができると、受け入れもスムーズになる。</p>	<p>患者の移送については、第7章「医療」において、準備期の取組として「平時から車両や移送体制を確保する」と、「移送の訓練を行う」ことを記載しています。</p> <p>また、対応期の取組として、第8章「保健」において、「入院先医療機関の判断等に関し、県全体の患者の療養先、搬送を一元的に調整する滋賀県のコントロールセンター等と適切に連携して対応する」ことを記載しています。</p> <p>今後、感染症危機に備え、平時から移送体制の検討・確保に取り組んでまいります。</p>
9	7月24日	P90 P50 P54 P56	保健 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>社会福祉施設、児童福祉施設等の職員は一生懸命消毒等をし、本当に大変な日々を送っていた。そのような中でも感染者が発生すれば、1時間から2時間かけて、誰と誰が接した、誰と誰が同じテーブルでご飯を食べた等、感染者の動きを細かく調べ上げて行政に報告する。それを何人も何人も繰り返すことで職員が疲弊していた。</p> <p>また、感染者が増える中で色々な情報が広がり、世間から白い目で見られ辛い思いした職員も多かった。施設で感染者が増えた際、情報共有しておかないとさらに広がってしまうので共有は必要だが、施設を管理している者、そこで働いている者は報道されたときには強いショックを受ける。メディアの対応もとても大事であると感じた。</p>	<p>第10章「保健」において、感染症対応にあたる職員等に対し「滋賀県と連携しメンタルヘルス対策を実施する」ことを記載(P90)しています。</p> <p>また、偏見・差別については、第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」において、偏見・差別の防止等に関する教育・啓発に取り組むことを記載しています。</p> <p>いずれも新型コロナ対応の反省を踏まえて今後の取組を検討してまいりたいと考えています。</p>
10	7月24日	P98 ~ P100	物資	<p>新型コロナ対応では初期対応に苦慮した。検査キットや防護服等の装備がない。雨合羽を使ってPPEをついたこともあった。平時から物品を準備しておいたり、医療機関は国と提携して何かあったときにはすぐ対応ができるというような状況を進めたい。</p>	<p>第11章「物資」で感染症対策物資の確保について記載しています。</p> <p>今後、有事に必要な感染症対策物資が確保できるよう、平時から適切な物資の備蓄に取り組んでまいります。</p>

## 2 第2回会議における意見（パブリックコメント案に対する意見）

### (1) 御意見を踏まえて計画に反映したもの

会議 開催日	修正箇所		質問・意見	対応
	頁	項目		
1 10月23日	P20	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方	現在、国は「こどもまんなか社会」を推進している。「こどもまんなか社会」の実現に向けては、働きやすい環境づくりを含め、平時から、様々な制度や手法について「子どもにとってどうなのか」を考えることが重要であり、行動計画においても考え方の軸の一つに入れておくべきである。	<p>新型コロナ対応においては、子どもたちの日常生活や学校・園における生活、活動、行事が制限を余儀なくされ、育ちへの影響が懸念される事態となりました。また、高齢者や障害者に関しても、地域や施設での活動の制限による健康への影響が懸念されていました。</p> <p>これらの課題と頂きました御意見を踏まえ、第2部第1章第4節「新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項」の「（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え」に以下のとおり追記します。</p> <p>（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え      科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチン、治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切な時期に柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮すべき事項について可能な範囲で事前に具体的に定めておく。<b>また、対策の切替えについては、新型コロナ対応において、行動制限を含む対策が子どもの成育や高齢者、障害者の健康に及ぼす影響が懸念されていたことを踏まえ、関係機関・団体等と連携し、子どもや高齢者、障害者への影響を可能な限り低減できるよう、配慮に努める。</b></p>

### (2) 今後の取組の参考とさせていただくもの

会議 開催日	該当箇所		質問・意見	対応
	頁	項目		
1 10月23日	P45 P40 P72 P87 P101	サーベイランス	新型コロナ対応においては情報整理に苦労した。大量のFAXの処理や、訪問しての聞き取り調査など大変な労務であった。そういうことに平時からどれだけ準備できるかが大切であると考える。特にFAXによる報告については、大津市だけでできることではないが、早期に改善をしてもらいたい。	<p>届け出については、第3章「サーベイランス」において、「発生や退院等の届け出について、滋賀県と協力し、平時からオンライン提出等の促進を図る」ことを記載しています。</p> <p>また、今回の改定では、平時（準備期）においてDXを推進することとしており、個別の対策項目でも第2章「情報収集・分析」、第3章「サーベイランス」、第7章「医療」、第10章「保健」、第12章「市民生活及び地域経済の安定の確保」においてDXの推進を記載しています。</p>
2 10月23日	P45 P40 P72 P87 P101	サーベイランス	急性期の患者対応を担っていたが、急性期を過ぎても退院できない患者が多くいるような状況も見受けられた。病院の役割分担や情報のやり取りがスムーズにできるシステムが必要である。主にFAXでやり取りをしていたことが障害となっていたため、改善が必要である。	御意見を踏まえ、今後、県と連携しながらDXの推進を図ってまいりたいと考えております。

3	10月23日	-	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	日経・FT感染症会議に参加した際、ワクチン接種に対する納得感を高めるものは何かを報告したが、市民千人に対する調査の結果では、納得感を高めるのは「気軽にかける地域の拠点が設置されること」「リアルな情報・状況が可視化される仕組みがあること」「自分たちが参画し、一緒にその政策、施策をつくっていくこと」であった。周知、広報は大事であるが、平時においては接種の呼びかけだけでは接種率は向上しない。参画できる具体的な仕組み等を平時から考えておくことが大切になる。平時に市民を巻き込むような会議体をつくるなど、どういうことがあつたら接種したいと思うのかという声に耳を傾けるような機会があればよいのではないかと考える。	今回の改定では、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う方針を示しております。御意見を踏まえ、今後、具体的な仕組み等を検討してまいりたいと考えております。
4	10月23日	-	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	コロナ禍では、フェイクニュースがSNS等で流れていたが、AIにより今後さらに精巧なものがつくられる恐れがある。情報の取り扱いについて対策を考えておく必要がある。	第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」において偽・誤情報に関する啓発について記載しています。 御意見を踏まえ、市民等が適切に判断・行動できるよう、科学的根拠に基づいた情報を迅速に分かりやすく提供・共有するとともに、偽・誤情報に対する注意喚起を行えるよう、情報管理、情報提供の仕組みについて検討してまいりたいと考えております。
5	10月23日	-	ワクチン	新型コロナのワクチンについては、当初情報が不足し接種を控える方もいた。ワクチンが有効な場合には接種勧奨が重要となるため、行政として、いかに速やかに情報提供し、接種を広げていくかを考えておくべきである。	第6章「ワクチン」において、「定期接種も含めた予防接種の目的や制度の仕組みを市民等に正確に伝え、理解を得るよう努める」と、また、対応期に「新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、副反応、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位について、市ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行う」ことを記載しています。 また、住民接種実施計画においてもHP、SNSをはじめとした各種媒体を活用した周知等について記載しています。 御意見を踏まえ、今後、必要な情報を速やかに市民に届けられるよう、周知・啓発方法等について検討してまいりたいと考えております。
6	10月23日	-	ワクチン	コロナのワクチンに関するファイザー社の調査によれば、2024年から2025年にかけての接種率は、高齢者でも21.6%。調査では、接種の判断に最も寄与したのは予診票の個別通知で、次いで自己負担額。負担が3,000円を超えると接種率が落ちるとされ、平時においてはSNSを通じた啓発というのは接種率の向上に寄与しなかったということも書かれていた。 こういったエビデンスに基づくと、接種率を向上させるためには、個別通知や自己負担が高額になりすぎないということも大事であると思われる。	住民接種の実施に当たっては、スマートフォン等での通知や、スマートフォン等の活用が困難な方に対しては紙の接種券を発行する等により個別の通知を行い、接種機会を逸することのないように努めます。 住民接種は新型インフルエンザ等対策特別措置法第27条の2第1項の規定に基づき、予防接種法第6条第3項の規定による予防接種として実施され、予防接種法第27条第2項の規定に基づき、住民に対する予防接種の費用全額を国庫が負担することとなっております。
7	10月23日	-	ワクチン	新型コロナ対応では、医学的な理由等によりワクチンを打てない方に関する情報があまり出でていなかったように感じている。 いわゆるワクチンハラスメントはあってはならず、どのような方がワクチンを打つことができないのか等の情報を広く周知する必要がある。	第6章「ワクチン」において、「医学的な理由等によるワクチン未接種者に対する理解が促進されるよう取り組む」ことを記載しています。 御意見を踏まえ、今後、市民の未接種者に対する理解をより促進できるよう取組を検討してまいりたいと考えております。

8	10月23日	-	ワクチン	ワクチンについては、打つべき人にしっかり届くよう、適切な方法で推進していくことが必要であると考えます。	ワクチンに関しては、第6章「ワクチン」において、ワクチン接種に関する取組の総論的な部分を記載しており、具体的な取組内容を「大津市新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施計画」で定めることとしております。 今後、両計画に基づき、円滑にワクチン接種が進められるよう、取り組んでまいりたいと考えております。
9	10月23日	-	物資	新型コロナ対応は、当初、薬剤や検査、感染防護に係る物資が足りないところから始まった。物資についても十分考慮をお願いしたい。	感染症対策物資の確保については、第11章「物資」で記載しています。 御意見を踏まえ、今後、感染症対策物資等の不足により感染症対応が滞ることがないよう、有事に必要な感染症対策物資の備蓄に取り組んでまいりたいと考えております。
10	10月23日	-	市民生活及び地域経済の安定の確保	コロナ禍においては、市民生活に大きな影響が生じ、特別融資や生活困窮者に対する支援が行われた。未だその影響が残っている方々もいることから、あのような事態を繰り返さないよう取り組んでもらいたい。	行動計画は「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを目的の一つとしており、御意見を踏まえ、状況に合わせた柔軟な対策の切替え等、できる限り影響を抑えられるよう取り組んでまいりたいと考えております。
11	10月23日	-	-	感染症対応は、まず病院での対応からスタートするため、若干の時間的余裕があるが、すぐに市町の診療所レベルでの対応も必要になる。新型コロナ対応では、診療所レベルでの対応が始まった段階でも情報が錯綜している状態であった。県と市の情報の齟齬や、市・医師会で対策を計画した段階で県から異なる対応を求められるといったことがあったため、情報伝達の速度を上げてもらいたい。	今回の改定では、全体を通じて情報伝達、情報共有を強く意識し、その体制づくりについての記載を充実させています。 御意見を踏まえ、今後、国、県、各医療機関と速やかな情報共有が図れるよう、情報共有の仕組みの整備等に取り組んでいきたいと考えております。
12	10月23日	-	-	平時の対応について、感染症を防ぐための衛生管理は非常に大事であるが、保育施設等においては、過度の管理になると職員の疲弊につながってしまう。職員が働きやすい環境を維持することも大事である。	御指摘の点につきましては、感染拡大防止の観点からは難しい面もありますが、行動計画は「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを目的の一つとしているところであり、御意見を踏まえ、過度の対応とならないよう、平時と感染症危機の発生時との柔軟な切替えなど、今後の取組を検討してまいりたいと考えております。
13	10月23日	-	-	医薬品の速やかな提供が重要であるが、大雨や雪で道路が寸断された場合の対応はどうなるのか。災害対応の話になるのかもしれないが、医療資源の少ない地域もあるため、教えてもらいたい。	第2部第1章第4節「新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項」において、感染症危機下の災害対応について記載しており、災害対応と感染症対応を同時に実行する事態が生じる可能性も認識しております。 市の災害対策の中で、医薬品を含む物資の搬送が困難になった場合の対応について検討してまいりたいと考えております。

14	10月23日	-	-	<p>個別の取組の中で滋賀県との連携にあたって調整が必要なこともあるので、協議・調整をお願いしたい。</p> <p>また、滋賀県では、11月を「感染症を考える月間」として感染症に対する意識が低下しないように取り組んでいる。次年度以降、県と市が連携して実施できるようなことがあればお願いしたい。</p>	<p>感染症対応に当たって、滋賀県と連携することは非常に重要であると認識しています。</p> <p>次の感染症危機に備え、平時から協議・調整、連携を密にしてまいりたいと考えております。</p>
15	10月23日	-	-	<p>教育機関においては、子どもたちや保護者向けにしっかりと情報の共有ができるような体制をつくっていかないといけない。行動制限も含めた対応がどうしても必要になってくるので、関係機関が協力しながら対応していく必要がある。</p>	<p>教育機関等との情報共有に関しては、第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」において平時の情報提供について記載し、また、第5章「まん延防止」においては、感染対策の資する情報提供について記載しています。</p> <p>子どもやその保護者とのリスク情報の共有は、感染症対策において重要なため、関係機関・団体と連携した対応ができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p>